

2011.06.20

## イギリス法務最新事情—恐ろしい?! UK 汚職防止法の施行 (イギリス編)

本誌の本年2月21日(月)版で、アメリカの外国公務員汚職防止法(FCPA)の積極適用について、レポート致しました。そのイギリス版とも言えるUK汚職防止法<sup>1</sup>が、7月1日から施行されることに伴い、イギリス司法省が、3月末にガイドラインを発表しました<sup>2</sup>。イギリスは、ずっと外国公務員への賄賂の取締りに消極でしたが、180度転換、アメリカ同様、積極的な適用をすと言っています。イギリスとの間でビジネスをされている日本企業にとっては、ある意味FCPAよりも厳しい法律ともなりかねません。

### 1. UK 汚職防止法の概要

この法律では、贈賄(1条)、収賄(2条)、外国公務員への贈賄(6条)が罪として規定されています。日本ではなじみがないですが、1、2条に関しては、民間人への贈収賄、例えば競争者担当者に金品を渡して、競争する事業に参加させない行為なども含まれる可能性があります。6条に関しては、公務員への贈賄のみが罪となります。イギリスの領内で行われた行為だけでなく、イギリス人やイギリスの居住者、イギリス法人が外国で行った行為も対象とされています(12条)。

### 2. 外国企業にとっての重要な問題—贈賄防止の懈怠の罪

これに加え、UK汚職防止法には、贈賄防止懈怠罪とも呼ぶべき、法人の罪(7条)が規定されています。これが日本企業を含む外国企業にとっては、最も恐ろしい罪となりそうです。

ある者(A)が、①Aに関係する(relevant)、会社等の商業機関(Commercial Organization)(C)に事業を獲得させるかまたは有利にさせる為に、②1条又は6条の贈賄行為を行った場合は、Cは、この7条の罪で有罪となると規定されています。そして、この7条に関しては、Cが世界のどこに存在しているかに関わらず適用するというのです(12条)。

この「関係する」の解釈については、ガイダンスでは、イギリスで事業を行っていることと説明し、ロンドン証券市場に上場するとか、イギリスに子会社を有するだけでは、これに該当しないとしています(34項以下)。子会社がイギリスで事業を行っていても、日常の業務や経営に細かく親会社が指示を与えているというような場合で無ければ親会社がイギリスで事業を行っているとは認定されないようです。但し、子会社に対し、親会社が相当量製品を販売しているような場合には、これが認定される場合もあります。子会社でなく、支店としている場合には、まさに親会社が事業を行っていることとなります。

### 3. 行為者と法人の関係

上述のAは、従業員だけに限りません。Cの為、またはCを代理して行動する、例えば代理店やエージェント等Cとは独立した第三者もAと見なされる可能性があります(UK汚職防止法8条)。また合弁企業もAとなり得、Aが贈賄行為をすれば、そのメンバーである企業もCとして懈怠罪を犯したことになる可能性が示唆されています(ガイダンス40項)。

#### 4. 潤滑油としての支払

アメリカの FCPA では、潤滑剤としての少額の支払いは、例外とされていますが、イギリスでは、これも贈賄行為とされてしまいます（ガイダンス 44 項）。

#### 5. イギリスでの事業と贈賄の関係

この法人の罪で注意しなければならないのは、賄賂の提供が、法人がイギリスで行っている事業と無関係であっても適用され得るということです。このような域外適用が国際法上認められるかは、問題となり得る様に思いますが、取締当局である SFO（Serious Fraud Office 重大詐欺局）は適用するとの考えのようです。

例えば、あるイギリスの事業を、競争会社と争っているという場合に、全くその事業とは関係のない国で、エージェントが些細な潤滑剤としての支払いを外国公務員に対してしてしまったとしましょう。そんな場合でも、競争会社が、SFO に連絡すれば、場合に拠っては、捜査の対象となってしまいます。イギリスに支店を出して、駐在員が取り調べられるとなれば、域外適用だからと言って放っておけません<sup>3</sup>。

#### 6. 防御

唯一の防御方法は、C 会社が、A 等が、贈賄等の行為をしないよう、適切な手続きを講じているということです（法 7 条 2 項）。経営陣が関与して、会社の事業規模に応じたリスク分析、事業に当たってのデューディリジェンスを実施し、そしてその防止手続を文書化して管理することが必要だとガイダンスは述べています（3.3 項）。そしてエージェントを含め、不適切な行為は行わないと言ったコベナントを基本契約で定めておくことも必要でしょう。イギリスで事業を行っている会社は、今からでも、見直しを図ることが重要です。

今回の報告は、Herbert Smith 外国法事務弁護士事務所の Christopher Bailey 外国法事務弁護士、David Gilmore 外国法事務弁護士の大阪での講演を参考にまとめましたが、文責は全て筆者にあります。

---

<sup>1</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/23/>

<sup>2</sup> <http://www.justice.gov.uk/downloads/guidance/making-reviewing-law/bribery-act-2010-guidance.pdf>

<sup>3</sup> FCPA の適用も罰金額の上位 10 社中 7 社が外国企業のように。

筆者：弁護士 苗村博子  
（苗村法律事務所所長、1987 年弁護士登録）

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。